



金 沢 市 公 報

第 3 0 5 3 号 の 2

令和3年(2021年)9月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 条 例		○金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例 (ごみ減量推進課) 5
○金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例等の一部を改正する条例 (広報広聴課)	1	○金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例 (都市計画課) 5
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (人 事 課)	2	○金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例 (企業総務課) 6
○金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の一部を改正する条例 (税 務 課)	2	○金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (") 7
○金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (保育幼稚園課)	2	

条 例

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月21日

金 沢 市 長 山 野 之 義

◎金沢市条例第37号

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例等の一部を改正する条例

(金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部改正)

第1条 金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成3年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第32条第3項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(金沢市手数料条例の一部改正)

第2条 金沢市手数料条例(平成12年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第14号の3の項を削る。

(金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第3条 金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第44号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月21日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第38号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第3の2エの表中「作業療法士」の次に「、視能訓練士」を加える。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和60年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「又は作業療法士」を「、作業療法士、視能訓練士又は言語聴覚士」に改める。

(金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第2医療職(2)の項中「作業療法士」の次に「、視能訓練士」を加える。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月21日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第39号

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の一部を改正する条例

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例(平成28年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第10条第7項第6号」を「第10条第8項第6号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月21日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第40号

金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第50号）の一部を次のように改正する。

目次中「第54条」を「第54条・第55条」に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第39条第2項を削る。

第43条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第43条第5項中「前項」の次に「（同項第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

第54条を第55条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第54条 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができ

る。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ中「記録された記載事項」とあるのは「記録された同意に関する事項」と、「当該記載事項」とあるのは「当該同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の規定」とあるのは「第6項において準用する第2項の規定」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「当該記載事項を提供する」とあるのは「当

該同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月21日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第41号

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成4年条例第66号）の一部を次のように改正する。

第34条の3第1項中「納付した者」の次に「（規則で定める者を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和4年1月4日から施行する。

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月21日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第42号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2第49号の表中	全域	用途の制限	法別表第2（わ）項に掲げる建築物
		敷地面積の最低限度	1,000平方メートル

を	全域	敷地面積の最低限度	1,000平方メートル

に改め、別表第2第52号の表中「全域」を「工業地区A」に改め、

「をいう」の次に「。以下この表において同じ」を加え、同表に次のように加える。

工業地区 B	敷地面積の 最低限度	1,000平方メートル
	壁面の位置 の制限	建築物の壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。 (1) 道路境界線については、2メートル (2) 隣地等の境界線については、1メートル
	垣又は柵の 構造の制限	道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和3年9月21日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第43号

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例

(金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 金沢市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ガス事業、」を削る。

第2条第1項の表ガス事業の項を削る。

第3条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り上げる。

(金沢市ガス供給条例及び金沢市液化石油ガス供給条例の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）
- (2) 金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 金沢市市有財産条例（昭和39年条例第9号）の一部を次のように改正する。
第4条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月21日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第44号

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、発電事業」を削る。

第2条第1項の表発電事業の項を削る。

第3条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年(2021年)9月21日 印刷
令和3年(2021年)9月21日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄